

### 3 生物多様性の確保

#### (1) 生物多様性の状況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで、変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等多様な自然環境に恵まれている。

#### ア 植 生

本県の植生は、図1-34のとおり地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、標高別の植物の分布状況は複雑で興味あるものになっている。また、高さ別の植物の分布状況は、図1-35のとおり、いろいろな種類の植物がみられ興味のあるものになっている。

#### (ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地などに利用されているが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地のみられるところもある。

クロマツに代表される海岸林は、おおむね保安林として管理されており、県東部の園家山には砂丘植生が残されている。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スタシイやタブノキなど暖帯性の樹林がみられるところもある。

#### (イ) 丘陵帯（標高およそ500m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する丘陵帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツなどの二次林\* やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきている。

\* 二次林 … ミズナラ林、コナラ林など、伐採や火災などにより森林が破壊されたあとに、自然に生じた森林をいう。

図1-34 現存植生図

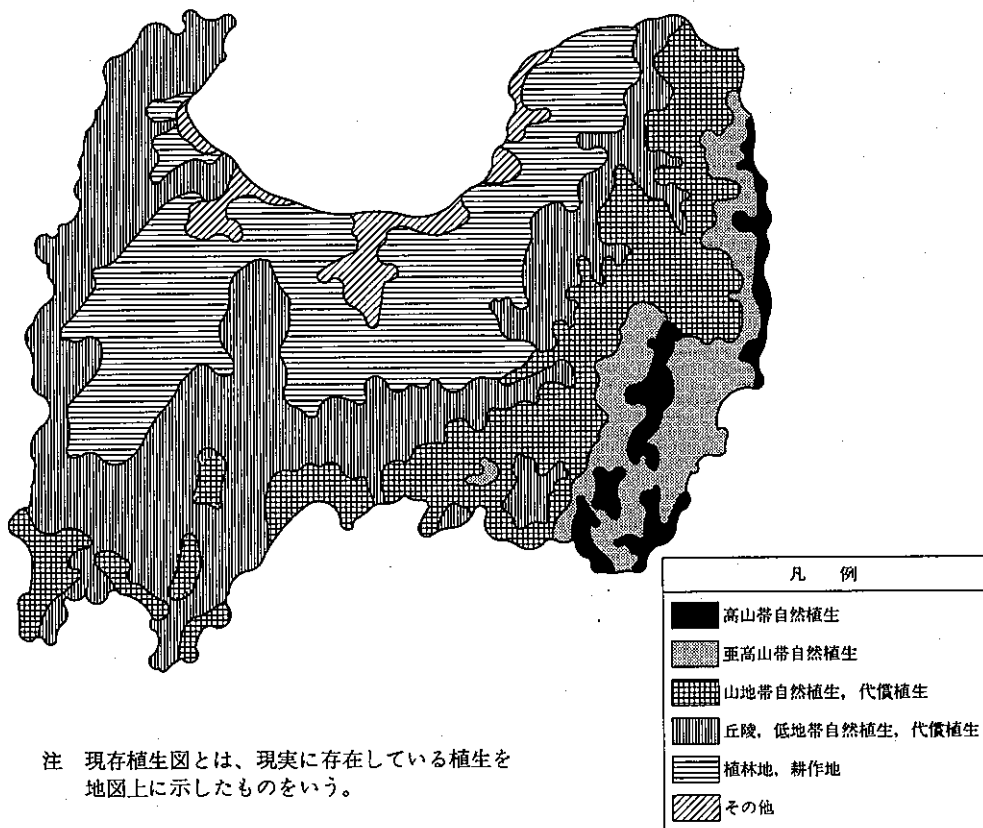
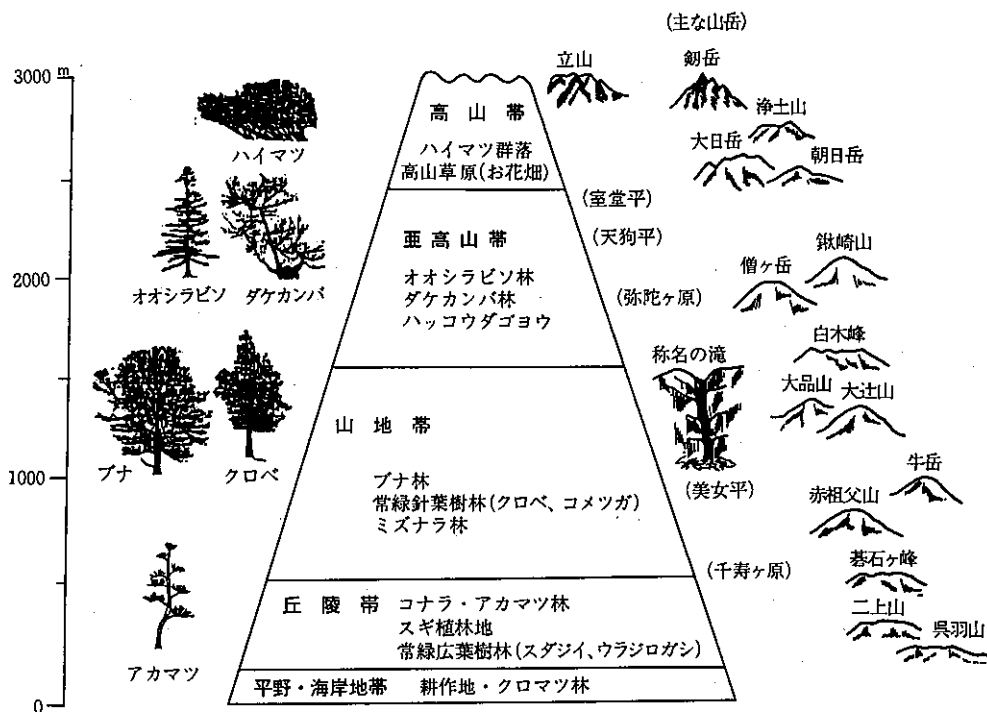


図1-35 植物の垂直分布



(ウ) 山地帯（標高およそ500m～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林などになっており、県土を保全するうえにおいて重要な地域となっている。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガなどの常緑針葉樹林が局地的に群生している。また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地などになっている。

(エ) 高山帯、亜高山帯（標高およそ1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原がみられるだけである。なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されている。亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバなどの植生となっている。

イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山などの多様な自然環境が含まれている。このため、図1-36のとおり多種の野生動物が生息している。

(ア) 哺乳類

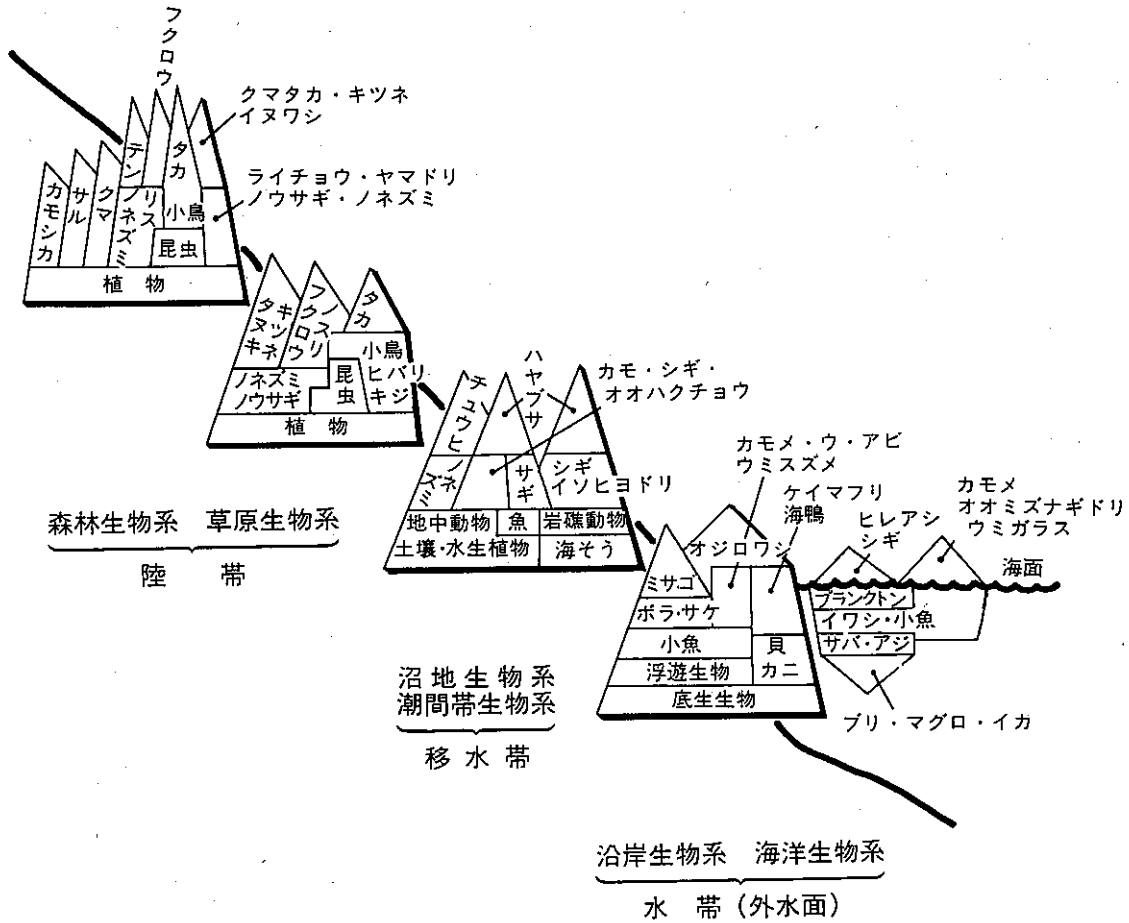
平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られないが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、帰化動物のハクビシンの生息地も広がってきている。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られている。

(イ) 鳥類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類などが生息するほか、湖沼や水田などの水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類などのほかカワセミやオオハクチョウなども見られ、これらは都

図1-36 富山県にみられる鳥獣の生態的地位(食物及び天敵関係)



市や農村に近いので、自然とのふれあいの感じられる場となっている。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっている。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息するものの、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっている。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これらの渡り鳥を研究するため婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されている。

このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲された。

今回、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなった。

#### (ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、ヤマサンショウウオ、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息している。

は虫類では、帰化動物のミシシッピーアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少している。毒蛇であるマムシは県内に広く分布している。

#### (エ) 淡水魚類

扇状地の扇端部などの湧水地帯にはトミヨやイトヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息している。

#### (オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られるが、丘陵、低山地帯は、ギフチョウやオオムラサキなど貴重なチョウの重要な生息地となっている。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっている。

#### ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物49種、植物8種の合計57種（14年3月末現在）が指定され、捕獲や譲渡が禁止されているが、県内ではこのうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、クマタ

\* レッドリスト … 絶滅のおそれのある野生動植物の種と個々の種の生息状況等の報告書。国際自然保護連合が初めて発行したものの表紙が赤かったため、このように呼ばれている。各国でそれぞれ作成しているが、我が国では環境省等が作成している。

カ、ハヤブサ、カラフトアオアシシギ及びウミガラスの鳥類9種と淡水魚のイタセンパラが確認されている。そのほか、レッドリスト\*に掲載選定されている動植物も県内で多く見られる。

県では、適切な鳥獣保護行政を推進するため、5年ごとに事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区（14年3月末現在38か所合計106,840ha）の設定や、ツバメの生息調査等の各種施策を行っている。

特に9年度に、絶滅が危惧されるイヌワシを保護するため、特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定した。このようなイヌワシの保護のための指定は、我が国では初めてである。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生生物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、その生息・生育地を自然環境保全条例に定める自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っている。

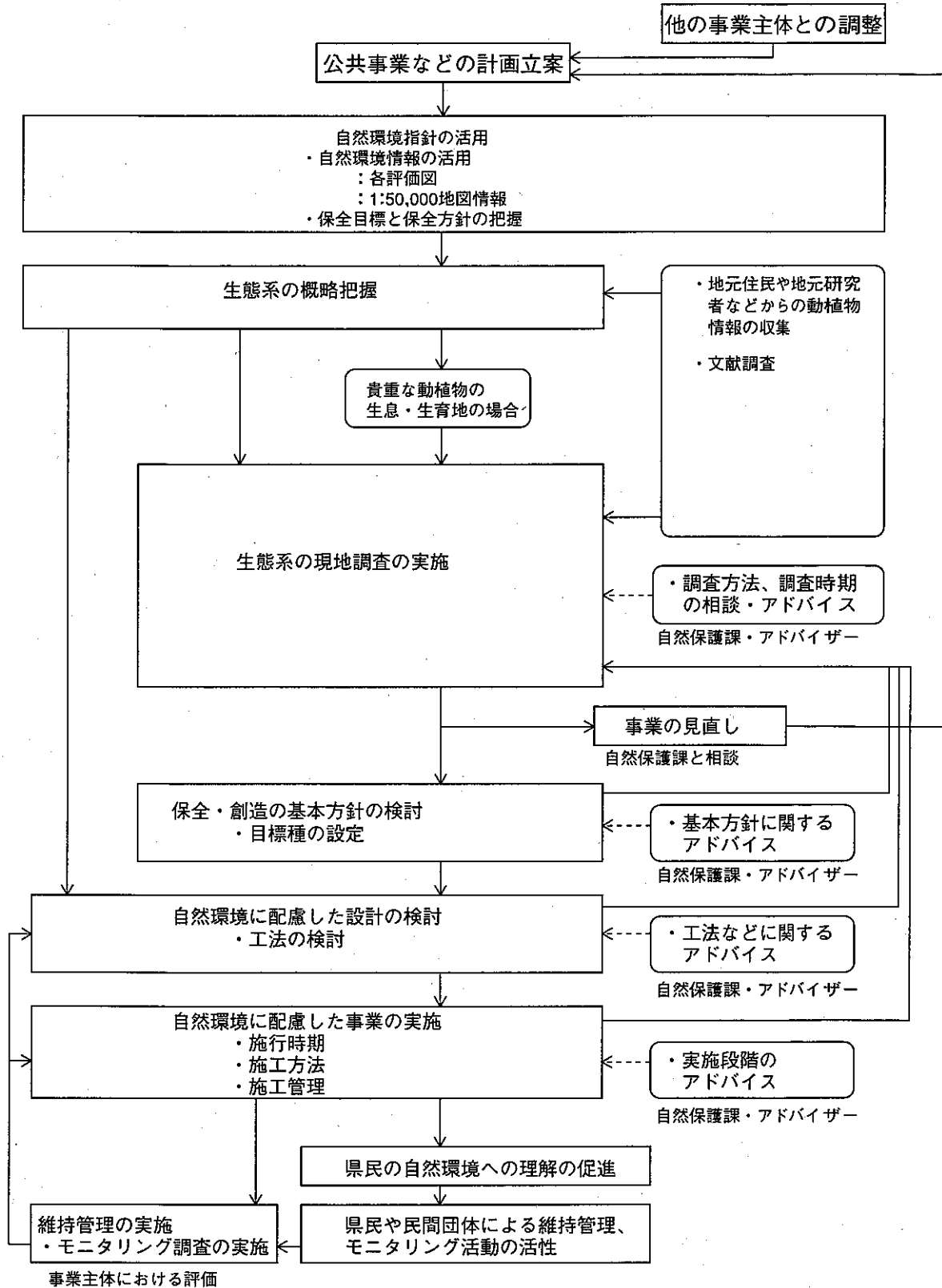
さらに、県では、各種開発行為を行う際の自然環境保全及び創造に対する配慮や工法を明らかにするための、空間別の配慮方針や取組事例、野生生物に配慮した環境づくり造成試案などをビオトープ\*マニュアル（ふるさと生き物環境づくり）として8年度に取りまとめ、これをもとにしたビオトープ事業を推進しており、11年度には、専門的な立場から情報提供や指導助言を行うビオトープアドバイザーを設置している。なお、ビオトープ事業とは、ビオトープの保全・復元・創造を行う事業のほか、開発事業でもビオトープに配慮したものや、ビオトープの活用を図った事業も含んでいる。具体的には、地域の自然環境に配慮した各種開発行為の実施を推進する等、生き物の住む環境の保全と創造を図り、生物多様性の確保を図ること等を目的としている。ビオトープ事業の進

---

\* ビオトープ … 生き物を意味するBioと、場所を意味するTopoという言葉から成り立っているドイツ語で「野生生物の生息・生育空間」を意味する。特に生態学の分野では「特定の種または種群が生存するために必要な最小の環境条件を備えた空間単位」の意として使われる。

め方は、図1-37のとおりである。

図1-37 ビオトープ事業の進め方



自然環境

## (2) 生物多様性の確保

### ア 野生生物の保護

#### (ア) 法令等による規制

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により、国内希少野生動植物種及び緊急指定種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならないこととなっている。

#### (イ) 貴重な野生生物の保護

ライチョウ、イヌワシ、イタセンパラ、ホクリクサンショウウオなど貴重な野生生物については、生態調査を行い、生態系、種及び遺伝子の多様性の保全を図っている。このうち、イヌワシについては、上平村小瀬地区において、イヌワシが営巣している現地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行い、公共工事等各種開発行為との調整を図るとともに映像を自然博物館「ねいの里」に送り、貴重な野生生物の保護の普及啓発を図っている。

また、イヌワシと人との共生の観点から、今後のイヌワシ保護の基本方針を示す「富山県イヌワシ保護指針」を策定した。さらに13年度には、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を明確に把握し、保全対策に資するための県版レッドデータブックの作成に取り組んだ。

#### (ウ) その他の野生生物の保護

貴重種以外の野生生物についても、鳥獣保護区の拡充やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図った。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業などの施策を行い、環境の復元や創出を図った。

このほか、学校でのビオトープづくりの参考となるよう、考え方や県内の事例などをまとめた「学校ビオトープづくりモデル技術集」を作成した。



## イ 第9次鳥獣保護事業計画の策定

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本方針として、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、生活環境の保全及び農林水産業の振興を図ることを目的とし、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、第9次鳥獣保護事業計画を策定した。

計画の期間は、14年4月～同19年3月までの5年間で、計画の主なポイントは次のとおりである。

### (ア) 鳥獣保護区の拡充

鳥獣の保護繁殖を図るため、従来の38箇所を更新するとともに新たに6箇所の設定(1,600ha)を計画する。

### (イ) 特別保護地区の拡充

鳥獣保護区の中で、イヌワシ等の希少鳥獣の生息場所として、特に重要な場所については特別保護地区に指定しており、新たに5箇所の指定(1,270ha)を計画する。

### (ウ) 有害鳥獣駆除対策の充実

人とのあつれきが深刻化しているニホンザルについて、15年度をめぐりに富山県ニホンザル保護管理計画を策定する。

また、有害鳥獣駆除の許可基準にカワウを追加するなど、より明確化を図る。

### (エ) 本県の貴重な鳥獣の保護対策の推進

県鳥であるライチョウや絶滅のおそれのあるイヌワシの生息状況等について保護対策調査等を継続し、適正な保護を進める。

### (オ) 環日本海地域の視点を踏まえた鳥獣保護対策の充実

生物多様性の保全に関する国際シンポジウムや、ロシア沿海地方との渡り鳥に関する共同調査の実施など、環日本海地域を視座に据えた取組みを行う。

## ウ 野生鳥獣の保護

野生鳥獣と人とが同じ土地に共存していることから、人畜や農林業に被害を与える鳥獣の駆除は避けられない現状であり、13年度においても

人畜への危害防止と農作物の被害の軽減を図るため、鳥獣の捕獲を行った。

また、野猿と人間との共存の方策を見出すための「ニホンザル管理計画基礎調査」を実施するとともに、関係者が意見交換を行い、情報の共有化を図るとともに、今後の共存の道を探るためのフォーラムを開催した。

ツキノワグマについては、新たに里山で捕獲したクマが人里に近づかないよう仕置きを加えたうえで、奥山に放獣するクマとの共生推進事業をモデル的に行った。

## エ 狩猟の安全性確保

### (ア) 法令等による規制

狩猟に当たっては、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、県では、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施しているが、13年度には27名が合格した。また、免許更新をしようとする者に、講習会を開き、13年度には49名が受講した。

### (イ) 狩猟事故、狩猟違反の防止

休猟区解除地7か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として、重点パトロールを実施したほか、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布した。

## オ 内水面における在来種の保護

内水面における在来種を保護し、持続的な利用を図るため、外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）やカワウの生息調査を行った。